

地縁団体の手引き

～町内・集落名義で不動産登記ができます～



平成24年7月策定

村上市自治振興課 自治振興室

目 次

	ページ
第1章 町内・集落の法人化について	
1 はじめに	2
2 対象となる団体	2
3 法人化のメリット、デメリット	3
4 法人格取得の認可要件	4
第2章 地縁団体の認可申請手続き	
1 申請手続きの流れ	6
2 具体的な実施内容	6
第3章 認可後に行うこと	
1 不動産登記	11
2 総会の開催	11
3 届出事項に変更がある場合	11
4 地縁団体の印鑑登録	12
5 各種証明書	13
6 各種課税関係	14
資料編 参考規約、様式集	15

担当及び問い合わせ

村上市役所

- ・自治振興課 自治振興室 ☎53-2111 内線 5110
- ・荒川支所地域振興課 自治振興室 ☎62-3102 内線 141
- ・神林支所地域振興課 自治振興室 ☎66-6122 (直通)
- ・朝日支所地域振興課 自治振興室 ☎72-0111 内線 125
- ・山北支所地域振興課 自治振興室 ☎77-3111 内線 122

第1章 町内・集落の法人化について

1 はじめに

『地縁による団体』（以下「地縁団体」といいます。）とは、地方自治法第 260 条の 2 で「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、いわゆる町内・集落やそれらがまとまって形成された団体（以下「町内・集落」といいます。）が対象となります。

そして、地縁団体制度は、「権利能力なき社団」とされる町内・集落が法人格を取得することにより、各種契約や登記における煩雑化等を解消し、地縁団体の権利・義務の明確化を図ることを目的とした制度です。

本手引書は、町内・集落が、法人格を取得するための手続き等についてまとめたものです。

2 対象となる団体

この制度で法人格付与の対象となるのは、不動産または不動産に関する権利等を保有もしくは保有を予定している地縁団体です。

このため、次のような団体は対象となりません。

- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（子ども会、婦人会など）
- 活動目的が限定的に特定されている団体（スポーツ活動団体、伝統芸能保存会、氏子会など）
- 不動産または不動産に関する権利等を保有していない、もしくは当分の間保有する予定のない団体

[参考：地方自治法]

第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 法人化のメリット、デメリット

町内・集落が法人格を取得しても基本的に従前の町内・集落活動に変更は生じませんが、法人化によって生じる主なメリットとデメリットは、次のとおりです。

メリット	デメリット
<p>①町内・集落名義で不動産登記ができます。</p> <p>町内・集落が法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記ができます。これにより、不動産の相続に係るトラブルを避けることができます。</p> <p>なお、町内・集落が保有する財産（集会施設、公園、山林など）をすべて登記してしまわなければならない、ということはありません。</p>	<p>①法人化に伴う準備が必要になります。</p> <p>これまでの町内・集落の規約を、本手引きに掲載している参考規約のように、社団法人に準拠した規約に改正する必要があります。</p> <p>また、法人格取得のための意思決定等の総会議決が必要になります。</p>
<p>②規約に定める範囲内で権利能力を持つことができます。</p> <p>財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、すべてにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。</p>	<p>②登記費用はかかります。</p> <p>地縁団体は、法人格を取得することにより公益法人とみなされ、税法上優遇されますが、登記のための登録免許税については、減免措置がないため、登記の際に費用が発生します。</p>
<p>③法人登記は不要です。</p> <p>市の認可により法人格を得ることから、法務局への法人登記は必要ありません。</p>	
<p>④助成制度を活用することができます。</p> <p>町内・集落の集会施設の新築や大規模修繕をするために助成（コミュニティ助成事業）を受ける場合は、法人格を取得していることが要件となっています。</p>	
<p>⑤各種税金が優遇されます。</p> <p>法人格の取得により新たに税が課されるということはなく、収益事業を行わない限り、減免措置等によって各種税金が減免の対象となります。</p>	

■財産の相続等について

[新旧民法の取扱いと地縁団体制度の創設]

旧民法による相続（昭和 22 年 5 月 2 日以前の適用）では、家督相続制度により、先祖代々の土地については、長男子単独相続が原則とされていました。

一方、現行の民法では、相続人は、被相続人の配偶者と、子、直系尊属および兄弟姉妹の順位で定められており、被相続人の死亡による相続開始によって相続が確定されます。

なお、法人格を取得していない町内・集落の保有資産については、町内・集落名義では登記できないため、やむを得ず区長・総代の方の個人名義や共有名義で登記している町内・集落が見受けられます。この状況は、相続制度の弊害も加わって、相続登記や名義変更登記など資産にかかるさまざまな問題が生じる要因となっています。

このような財産上の問題を解消するため、地縁団体制度が創設されたものです。

4 法人格取得の認可要件

地縁団体が法人格を得るには市の認可が必要で、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。（この市の認可を受けた地縁団体を「認可地縁団体」といいます。）

なお、認可については、町内・集落が法人格を得ることに必要な要件を満たしているかの確認にとどまるものであり、認可地縁団体が市の下部組織とみなされるようなことはありません。

(1) 活動目的・内容

町内・集落が、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められることが必要となります。

なお、地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動や親睦行事など、一般的な町内・集落活動のことです。

(2) 区域の明確化

町内・集落の区域が、住民にとって客観的に明らかに定められていることが必要になります。本制度は、現に安定的に存在する町内・集落が、その保有する不動産等を当該団体名義で登記等を可能にするための制度であることから、町内・集落が法人化に当たり新たに区域を設定したり、区域が流動的ではなく、道路、河川、住居表示などによって容易に区域を認識できる必要があります。

(3) 構成員

町内・集落の区域に住所を有するすべての個人は、年齢や性別等を問わずその区域に住所があることによって構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっている必要があります。

なお、相当数とは、一般的に、区域の住民の過半数とされています。

(4) 規約等

次の事項をすべて含む規約を定めていることが必要です。

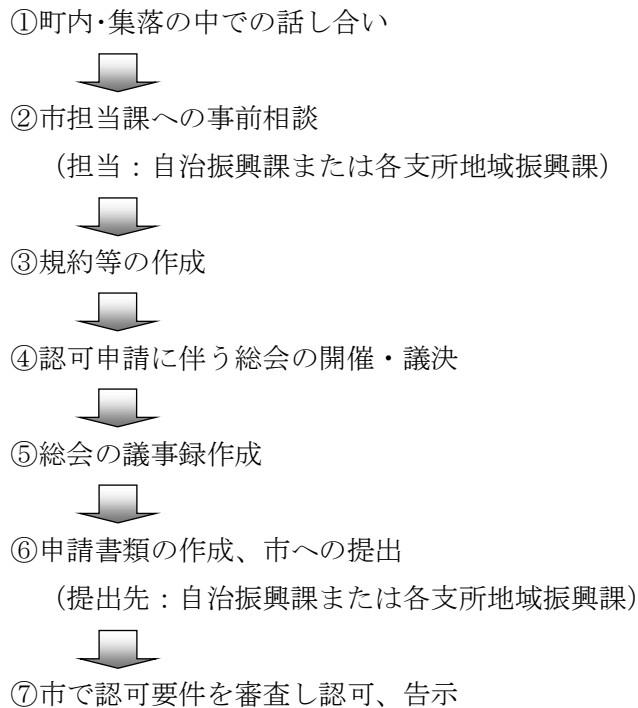
- ①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

法人格を得るうえでは、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。なお、この8つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。(規約等の作成については、第2章2(3)(7ページ)で説明します。)

第2章 地縁団体の認可申請手続き

1 申請手続きの流れ

認可申請の流れは、次のとおりとなります。



2 具体的な実施内容

上記1の申請手続きの流れについて、それぞれ具体的に示すと次のとおりとなります。

(1) 町内・集落の中での話し合い

認可申請をするには、町内・集落に住所を有する個人が当該地縁団体の構成員となり、また、申請のための各種準備が必要となります。

このため、まずは、町内・集落の中で、本手引書等を活用しながら、法人化の必要性、法人格を取得することのメリット・デメリットなどについて十分に話し合ってください。

(2) 市担当課への事前相談

認可申請は、規約の整備や申請書類の作成など各種準備が必要となります。このため、具体的な作業に入る前に、認可までの日程や必要事項などを市担当課に相談していただくことをお勧めします。

(3) 規約等の作成 [資料編 1-(2)]

規約には、次の8つの事項についてすべて定めていなければなりません。このため、従前の規約の改正が必要となる場合があります。規約の名称については特に制限はありませんので、「〇〇会則」、「××会規程」等の名称でも構いません。

なお、認可後に規約を変更する場合には、変更についての市の認可が必要になります。このため、町内会費等、将来的に変更が予想されるようなものについては、「細則」で定めることをお勧めします。

※ 資料編 1-(2) (17 ページ) の参考規約を参照してください。

①目的

スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

②名称

特に制限はなく、これまで使用してきた町内・集落の名称でも構いません。ただし、他の法令に抵触する名称（財団法人や社会福祉法人など）は避けなければなりません。（例：〇〇区、〇〇自治会 など）

③区域

町内・集落活動の基盤となっている区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町または字および住居表示または地番による表示のほか、「村上市〇〇区の全域」などの表現でも構いません。

④主たる事務所の所在地

当該地縁団体の住所となるものであり、事務連絡や会合等に最も適したところになるので「〇〇区長宅に置く」とすることも可能です。ただし、この住所で登記を行うことから、代表者宅を事務所とすると交代の都度登記の変更が必要となるため、各町内・集落の集会施設に置くのが良いと思われます。（ただし、集会施設をこれから取得する場合は、集会施設に置くことはできません。）

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するほかに、年齢、性別等の条件を構成員の資格として定めることは認められません。そして、構成員の資格を有するのは、世帯単位ではなく、個人となります。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権は有しないものの、賛助会員等の形で団体に参加することは可能です。

⑥代表者に関する事項

代表者（1人）の選任方法、職務、任期などを定めます。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項のほか、議事録の作成についても定めておく必要があります。

⑧資産に関する事項

資産の構成、管理、処分、支弁の方法などを定めます。資産の構成については、「別に定める財産目録記載の資産」とすることも可能です。

なお、地縁団体は、公益法人として性格を有するため、剰余金の分配を規定することはできません。

(4) 認可申請に伴う総会の開催・議決

認可の申請は、あくまでも町内・集落の自主的な判断により行われるものです。このため、認可申請を行うには、従前の町内・集落の規約に基づく総会において、認可申請を行う旨の議決が必要です。

また、総会では、認可申請を行うことの議決のほか、申請書類の作成に必要となる事項（規約の制定・改正、構成員の確定、代表者の決定、保有資産の確定）についても決定してください。

■総会議決のポイント

[代議員制による表決について]

地縁団体制度では、構成員の表決権は平等（個人1票）とされています。この原則に基づき、代議員制による表決については、個人の意見が直接反映される制度であるとはいえ、結果として表決権を持たない区員が生じることを招くことから、地縁団体制度上認められておりません。

このため、従前の規約が代議員制による総会議決を採用している場合は、その規約を改正したうえで、認可申請の意思決定について総会議決を行う必要があります。

なお、町内・集落の構成員が非常に多く、総会開催時の定足数の確保等に支障が生じるなどの理由で代議員制を採用している町内・集落も見受けられます。しかし、地縁団体制度上は、表決権は個人1票とされていますので、書面議決、委任状制度の採用等により対応してください。

(5) 総会の議事録作成 [資料編 1-(3)]

認可申請書には、認可申請の決定に伴う総会が有効に成立し議決されたことを証明するものとして、総会の議事録を添付していただきます。

なお、総会議事録は、認可申請を行うことに対する構成員の総意を確認するものとして必要であり、資料編 1-(3)のように要点がまとめられたもので結構です。

(6) 申請書類の作成および提出

申請書類は次により作成し、市に提出してください。

■提出先：自治振興課または各支所地域振興課

①認可申請書 [資料編 1-(1)]

代表者の押印は、印鑑登録をした印鑑による押印でなくても結構です。

②規約 [資料編 1-(2)]

前記（第 2 章 2 (3)）の記載内容を参考にしてください。

③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 [資料編 1-(3)]

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるものとしてください。

④構成員の名簿

構成員全員の氏名、住所が記載されている必要があります。会員であれば子どもの氏名も記載する必要があります。

なお、認可後に構成員の異動があった場合については、市への提出は不要ですが、その都度、構成員名簿の訂正を行い、事務室に備え置いてください。

⑤保有資産目録または保有予定資産目録 [資料編 1-(4), (5)]

申請時点で不動産等を保有しておらず、将来取得する予定の場合は、保有予定資産目録を作成してください。

なお、認可後は、市への提出は不要ですが、毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備え置いてください。

⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

総会等に提出した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等、具体的な活動が

わかる書類です。

⑦申請者が代表者であることを証する書類 [資料編 1-(6)]

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長および議事録署名人の署名・押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名・押印があるものです。

(7) 認可および告示 [資料編 1-(7), (8), (9)]

町内・集落からの申請に基づき市が審査し、地縁団体としての認可を行い、その旨を告示します。(審査期間は2週間程度です。)

町内・集落は、この告示をもって法人格を取得したことになります。

第3章 認可後に行うこと

1 不動産登記

これまで町内・集落が保有しながら個人や共有名義となっていた不動産は、認可の告示によって、地縁団体名義で登記することが可能となります。

なお、登記する際（無償譲渡）の登記原因は「委任の終了」となり、譲渡所得は課税されません。

また、地縁団体の法人登記は、この告示をもってこれにかえることとなるため、法務局へ登記をする必要はありません。

2 総会の開催

少なくとも毎年1回の通常総会を開催してください。総会を開催する際の表決権等については、地縁団体制度上、次のとおり定められています。

項目	重要事項	通常事項
事項	財産処分、規約の変更、解散など	事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、役員改選など
構成員	すべての個人	すべての個人
表決権	1人1票	1世帯1票
委任	委任状が必要	出席者が世帯を代表（世帯員から委任されたものとみなす）

地縁団体制度では、構成員の表決権は平等（個人1票）とされており、書面または代理による表決も認められています。

ただし、重要事項（財産処分、規約の変更、解散、規約変更等）以外の、例えば年間の事業計画や収支予算など、従来、町内・集落において世帯単位で表決してきた、一般的にそのことが合理的と認められる事項の表決については、世帯の会員数単位とする旨の規定をおけば、従来どおり、世帯単位（世帯の構成員数分の1）で行うことができます。

なお、総会資料については、その都度市への提出は必要ありません。総会議事録については、届出事項に変更がある場合に添付資料として必要となるため、作成しておいてください。

3 届出事項に変更がある場合

認可の告示後、届出事項について変更があったときは、必要書類を市に届出をしなければなりません。設立の認可と同様に、この届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示（規約変更の場合は認可）を市が行うことにより、その変更が有効となります。

■届出先：自治振興課または各支所地域振興課

(1) 告示事項に変更があった場合 [資料編 2-(1)]

代表者（区長、総代）の交代など告示事項に変更があった場合は、「告示事項変更届出書」に必要書類（告示された事項に変更があった旨を証する書類）を添付して届出をしてください。

なお、告示事項は、次のとおりです。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

(2) 規約に変更がある場合 [資料編 3-(1)]

規約に変更があるときは、「規約変更認可申請書」に必要書類を添え、市に申請してください。

なお、規約の変更は、総構成員の4分の3以上の同意（総会議決）が必要であり、かつ市の認可により効力を生じるものです。前記（第2章2(3)）のとおり、規約については、一定の事項が定められていなければならないことから、規約を変更しようとする際には、事前に自治振興課または各支所地域振興課までご相談ください。

また、規約の変更によって、上記の告示事項も変更する場合は、「告示事項変更届出書」の提出も必要となります。

■必要書類

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）

4 地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、申請により、1地縁団体に1個登録できます。

なお、不動産登記（建物の表題登記、所有権登記）の際には、印鑑登録証明書は必要ではありませんが、不動産を売却して所有権移転の登記を行う際に、必要となります。

■申請先：自治振興課または各支所地域振興課

(1) 登録資格のある人 [資料編 5-(1), (2), (5), (6)]

代表者のほか、裁判所の定める職務代行者、仮代表者、特別代理人および清算人です。

なお、印鑑登録は、代表者（区長、総代）の交代によって登録抹消となります（市から「認可地縁団体印鑑登録抹消通知書」を通知します。）。この場合、印鑑登録証明書が必要となる場合は、事前に印鑑の再登録が必要となります。

スムーズな登録手続きのため、あらかじめ自治振興課または各支所地域振興課にご連絡ください。

(2) 登録できない印鑑

次のいずれかに該当する印鑑は、登録することができません。

- ①印影に地縁団体の名称を含んでいないもの
- ②ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ③印影の大きさが1辺の長さが8mmの正方形に収まるものまたは1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ④印影が鮮明でないもの

(3) 必要なもの

登録手続きには、次のものを持参してください。

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書 [資料編 5-(1)]
- ②登録する地縁団体の印鑑
- ③申請する人（登録者）個人の登録印鑑（実印）
- ④申請する人（登録者）個人の印鑑登録証または住民基本台帳カード
- ⑤申請する人（登録者）個人の印鑑登録証明手数料 300 円

5 各種証明書

(1) 地縁団体認可証明 [資料編 1-(9)], 4-(1)]

地縁団体の証明書は、地縁団体認可台帳の写しをもって、告示日から発行できます。

なお、スムーズな発行手続きのため、あらかじめ自治振興課または地域振興課にご連絡ください。

- ・申請書 : 地縁団体証明書交付申請書 [資料編 4-(1)]

- ・証明手数料：1通 300円
- ・発行場所：自治振興課または各支所地域振興課（各地縁団体のある各地区単位（各庁舎単位）での発行となります。）

(2) 地縁団体印鑑登録証明 [資料編 5-(3), (4)]

印鑑登録証明書は、印鑑の登録をした日から発行できます。印鑑登録者が申請してください。

なお、スムーズな発行手続きのため、あらかじめ自治振興課または各支所地域振興課にご連絡ください。

- ・申請書：認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 [資料編 5-(4)]
- ・証明手数料：1通 300円
- ・必要なもの：地縁団体の登録印鑑、登録者個人の登録印鑑（実印）
- ・発行場所：自治振興課または各支所地域振興課（各地縁団体のある各地区単位（各庁舎単位）での発行となります。）

6 各種課税関係

以下は、一般的な課税関係について記載しています。収益事業を行わない限り所定の減免手続きによって各種税金が減免対象となります。ただし、地縁団体に不動産を譲渡する場合など特殊な事例については、村上税務署（☎53-3141）へ確認してください。

税の種類		課税
市 税	法人市民税	減 免
	固定資産税	減 免
県 税	法人県民税	減 免
	法人事業税	非 課 税
	不動産取得税	減 免
国 税	法人 税	非 課 税
	登録免許税	課 税

1 認可申請関係	
(1) 認可申請書	16
(2) 参考規約	17
(3) 総会議事録	23
(4) 保有資産目録	24
(5) 保有予定資産目録	26
(6) 代表者就任の承諾書	28
(7) 認可指令書	29
(8) 認可告示	30
(9) 地縁団体認可台帳	31
2 告示事項の変更関係	
(1) 告示事項変更届出書	35
(2) 告示事項変更認可告示	36
3 規約の変更関係	
(1) 規約変更認可申請書	37
(2) 規約変更認可指令書	38
4 地縁団体の証明関係	
(1) 地縁団体証明書交付申請書	39
5 印鑑登録・印鑑証明関係	
(1) 認可地縁団体印鑑登録申請書	40
(2) 認可地縁団体印鑑登録原票	41
(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書	42
(4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	43
(5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	44
(6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書	45

1-(1) 認可申請書

(申請書様式 (地方自治法施行規則第 18 条関係))

年 月 日

村上市長 あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

1-(2) 参考規約

※下線が引かれているものは、規約に必ず規定しなければならない事項です。

〇〇〇〇町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ① 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- ② 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③ 集会施設の維持管理
- ④ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑤ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇〇町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、村上市〇〇〇の全域を区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、村上市〇〇〇×番×号（集会所や公民館など）に置く。

不動産登記はこの住所で行うこととなります。このため、区長宅とした場合は区長交代時に登記の変更が必要となることから、集会施設がよいと思われれます。（集会施設をこれから取得する場合は、集会施設に置くことはできません。）

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

地方自治法において、正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないと定められています。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には退会したものとする。

① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

② 本人から退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

① 区長 1人

② 副区長 ○人

③ その他の役員 ○人

④ 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

② 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

③ 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

会議に関する事項は、必ず規約に規定する必要があります。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後、○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 区長が必要と認めたとき。
- ② 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- ① ○○○○○○○○○○○
- ② ○○○○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

資産に関する事項は、必ず規約に規定する必要があります。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ その他の収入

地縁団体は、公益法人として性格を有するため、剰余金の分配を規定することはできません。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、村上市長の認可を受けなければ変更することができない。

規約変更の規定は必ず設けなければなりません。
(地方自治法において、規約の変更は市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じないとされています。)

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。

1-(3) 総会議事録

年度 ○○○○○町内会（区）総会議事録

1 日 時
年 月 日 午前(午後) 時 分開会

2 場 所

3 会員の現在数及び出席者数（委任者数含む）

4 議長の選出

5 議事録署名委員の選出

6 会議次第

- ①地縁団体の認可申請をすることについて
- ②地縁団体の代表者の選出について
- ③その他

◎議事録署名委員の選任に関する事項の記載

◎議事の経過の概要及びその結果の記載

総会議長の署名・押印

議事録署名委員の署名・押印

書記者の氏名

1-(4) 保有資産目録

(保有資産目録様式 (地方自治法施行規則第 18 条関係))

保 有 資 産 目 録

団体の名称
年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有資産目録記載要領

1 (1) ア 建 物

- 名 称 ○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第 113 号）。
- 延床面積 不動産登記規則第 115 条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
(注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所 在 地 市内の地番（不動産登記法第 44 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）及び家屋番号（同法第 44 条、不動産登記規則第 112 条）まで記載すること。

1 (1) イ 土 地

- 地 目 不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとすること。
(注) 不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面 積 不動産登記規則第 100 条に定める「地籍」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所 在 地 市内の地番（不動産登記法第 35 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条）まで記載すること。

(立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第 15 条第 2 号）、「面積」を「数量」（同法第 15 条第 2 号と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第 15 条第 1 号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- 2 (1) ○権 原 不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
- 不動産の種類 土地、建物及び木立の区分によること。
- 所 在 地 原則として 1 に同じ。
- 資産の種類及び数量 国債、地方債、社債については、銘柄（社債の場合は「○○会社 物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「○分利付○○債」、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

1-(5) 保有予定資産目録

(保有予定資産目録様式(地方自治法施行規則第18条関係))

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産 の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

保有予定資産目録記載要領

1 不動産 所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- 不動産の種類 土地、建物及び立木の区分による。
- 取得予定時期 売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
- 所在地 原則として市内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

- 資産の種類 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。
その他の資産の場合は、当該資産の種類（車両・船舶等）に区分して記入すること。
- 権原 不動産の場合には、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
- 取得予定時期 1に同じ

1-(6) 代表者就任の承諾書

承 諾 書

〇〇年〇月〇日開催の臨時総会において、地縁団体（〇〇〇〇町内会）の代表者に選出されたので就任を承諾します。

住 所

氏 名

⑩

1-(7) 認可指令書

村上市指令第 号

申請者
住 所
団体名
代表者

年 月 日付けで申請のあった地縁による団体の設立認可について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可します。

年 月 日

村上市長

1-(8) 認可告示

村上市告示第 号

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定に基づき下記のとおり告示する。

年 月 日

村上市長

1 名 称

2 規約に定める目的

3 区 域

4 主たる事務所の所在地

5 代表者の氏名及び住所

住 所

氏 名

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 有 無

職務代行者選任の有無 有 無

7 代理人の有無 有 無

8 規約に定める解散の事由

9 認可年月日 年 月 日

1-(9) 地縁団体認可台帳

(台帳様式 (地方自治法施行規則第 21 条関係))

地 縁 団 体 台 帳 (村 上 市)

枚数	名 称		代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日
				原 因	原 因
		年 月 日認可 年 月 日告示		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
	主たる事務所			年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日	年 月 日
		年 月 日認可 年 月 日告示		年 月 日告示	年 月 日告示
	代表者に関する事項	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		原 因	原 因		
		告 示 年 月 日	告 示 年 月 日	年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日	年 月 日	認可年月日	年 月 日
				台帳を起こした年月日	
		年 月 日告示	年 月 日告示		年 月 日

名称等欄 丁

名 称	
規約に定める目的	

目的欄 丁

名 称	
区 域	

区域欄 丁

名 称	
その他の事項	

2-(1) 告示事項変更届出書

(届出書様式 (地方自治法施行規則第 20 条関係))

年 月 日

村上市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

2-(2) 告示事項変更認可告示

村上市告示第 号

地縁による団体の告示事項変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

年 月 日

村上市長

- 1 届け出た地縁による団体の名称
- 2 変更があった事項及びその内容
- 3 変更年月日

3-(1) 規約変更認可申請書

(申請書様式 (地方自治法施行規則第 22 条関係))

年 月 日

村上市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

3-(2) 規約変更認可指令書

村上市指令第 号

申請者
住 所
団体名
代表者

年 月 日付けで申請のあった地縁による団体の規約変更認可について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の3の規定に基づき認可します。

年 月 日

村上市長

5-(1) 認可地縁団体印鑑登録申請書

様式第1号（村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係）

受付 No.

認可地縁団体印鑑登録申請書

村上市長 あて

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	村上市
	(登録資格)(代表者) 氏名 ㊟	生年月日 年 月 日
	住所 村上市	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 住 所 村上市

氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。
- 2 登録をしようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

5-(2) 認可地縁団体印鑑登録原票

様式第2号(村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係)

受 付 番 号

認可地縁団体印鑑登録原票

登 録 印 鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(登録資格)(代表者) 氏名	生年月日

登録年月日	
認可地縁団体の認可 年月日	
代表者等の氏名	
代表者等の生年月日	
代表者等の住所	村上市
材 質	
特 徴	
備 考	

5-(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書

様式第3号(村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

登 録 印 鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 主たる 事務所の所在地	
	(登録資格)(代表者) 氏名	生年月日

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

5-(4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

様式第4号(村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係)

受付 No.

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

村上市長 あて

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(登録資格)() 氏名	生年月日 年 月 日

上記のとおり、認可地縁団体認可登録証明書_____通の交付を申請します。

申請者 住所

氏名



(注意事項)

- 1 この申請書は、本人が自ら手続をしてください。
- 2 登録資格()の欄には、代表者、職務執行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者の氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

手数料

@300 円 × 通 = 円

5-(5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

様式第5号(村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係)

受付 No.

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

村上市長 あて

年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(登録資格)() 氏名	生年月日 年 月 日

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において印鑑登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 登録資格()の欄には、代表者、職務執行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者の氏名の次には、当市において印鑑登録されている個人の印鑑を押印してください。

5-(6) 認可地縁団体印鑑抹消通知書

様式第6号（村上市認可地縁団体印鑑条例施行規則第6条関係）

年 月 日

様

村上市長

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

年 月 日に貴団体の認可地縁団体印鑑の登録を抹消したので、通知します。

登録年月日	年 月 日	(抹消の理由) <input type="checkbox"/> 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名を変更したため <input type="checkbox"/> その他
登録番号		